

(別表)

<対象外経費>

※対象経費であっても以下に該当する経費は対象となりません。

ア	必要な経理書類を用意できないもの
イ	自社内部の取引によるもの(申請者と領収書の発行者が同一の場合等)
ウ	汎用性があり目的外でも利用可能なもの (パソコン、スマートフォン、タブレット、タブレット周辺機器、ネットワーク関連機器、 食器洗浄機、洗濯機、布団乾燥機、掃除機、高圧洗浄機、スチームクリーナー、モップ、箒、 テーブルクロス、車両、バイク)
エ	業務で使用している既存物品の買い替え
オ	中古品(新古品含む)
カ	販売または有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
キ	オークションによる購入(インターネットオークションを含む)
ク	マスク、消毒液、フェイスシールド、ペーパータオル、フィルター、名刺、文房具、工具類、 その他事務用品等の消耗品代 (名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、無地封筒、 POP・CPP 袋、CD・DVD、USBメモリ・SD カード、電池、段ボール、梱包材の購入など、 感染防止対策目的であることが明確でないものは補助対象外)

以下、物品等の購入以外の費用

ケ	雑誌購読料、新聞代、団体等の会費雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
コ	金融機関などへの振込手数料、代引手数料、インターネットバンキング利用料、 インターネットショッピング決済手数料等
サ	公租公課
シ	各種保証・保険料・保証期間延長料金・リサイクル料金
ス	商品券・金券の購入、仮想通貨・クーポン・(クレジットカード会社等から付与された)ポイント・ 金券・商品券(プレミアム付き商品券を含む)での支払い、自社振出・他社振出にかかわらず 小切手・手形での支払い、相殺による決済支払い
セ	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費